

町職員の給与 改正案を否決 3議員が活発に討論

平成23年11月29日に臨時議会を開き、職員給与を平成23年4月に遡り平均で0・23%下げる町提出の多古町職員の給与に関する条例の一部改正案を審議しました。活発な質疑と討論の後、採決し、賛成少数で否決となりました。

椎名義光議員、所一重議員が反対討論、土井秀敏議員が賛成討論を行いました。

国の人事院と県の人事委員会の勧告は、平成23年4月の月例給において、職員給与と民間給与を比較したところ、職員の給与が民間給与を上回っており、その差を解消するため23年4月の給与に遡って減額を促すものです。この勧告にかんがみ、多古町職員の給与について平均で0・23%の減額案が提案されました。おおむね40歳以上の職員が対象になり、改定後の試算では1人あたり年間2万円から3万円の減額となる見込みで、職員給与と期末手当の全体では年間約218万円の減額となるものでした。この条例の一部改正は、討論を経て、賛成5・反対6（欠席2）の賛成少数により否決されました。



朝礼で町長からの話を聞く職員

町長等の給与と特例条例を可決

修正上程 職員の給与と改正条例を可決

平成24年1月27日、平成24年第1回臨時議会が開かれ、施行期日を「平成23年4月遡及」から「平成24年2月以降」に修正し、改めて上程された町職員の給与改正条例が賛成多数で可決されました。その他、町長等の給与の特例に関する条例など条例の制定が2件、契約の変更が1件、これらは、すべて可決されました。

討論

町職員の給与一部改正案 に対して



反対討論 椎名義光議員

いざというときに、頼れるのは地方公務員です

反対



反対討論 所一重議員

『隗より始めよ』

※言い出した本人から始めるのが得策、という故事成語



賛成討論 土井秀敏議員

賛成

町長給与については別の次元で考えるべき

町長給与 25年度末まで10%を減額

1月17日に町特別職報酬等審議会（出席7人）が開かれ、諮問案と併せて町長等給与を平成24年2月から平成26年3月まで、町長10%、副町長5%、教育長3%減額する条例（国、県等から派遣された副町長等については適用除外）が提案され、賛成全員で可決されました。また、一般職の給与を平均で0・23%引き下げる町職員の給与と条例の一部改正は、昨

本案は、10月27日提出の千葉県人事委員会勧告、総務省談話に基づいた町職員の給料表の改定による引き下げですが、引き下げは職員的生活を苦しめるばかりか、地域経済にプラスの影響は全くないものです。今回は、おおむね40歳までは引き下げはしないとなつていますが、57%の職員に影響が出ています。年間の影響額は218万円ということ、4月に遡って実施されます。その調整を12月の期末手当で行うということ、人口が5万人を超える市制移行の準備に入つた大網白里町、2万人を超えている栄町、酒々井町、横芝光町、さらには銚子市、旭市、匝瑳市、富里市、白井市、茂原市、いすみ市等々の各市長、町長の給与額を上回っている、異常とも思える状態が続いております。自分の給与は削減せず、職員には粗衣粗食を強いられるとも思える内容の議案には到底納得ができません。よって、私は、本議案に反対をいたします。

香取郡内東庄町長は20%、神崎町長は28%を減額し続けており、香取市長に至っては震災後50%を減額しています。しかし、菅澤町長は減額していません。東庄、神崎も賛成の立場で討論を致します。今回の議案は、人事院勧告に基づく職員給与の引き下げについてです。反対討論の中で、町長給与について言及されましたが、これは職員給与とはまた別の次元で考えるべきと思われまます。特別職の給与は、報酬審議会の審議を経て決定されているものと思います。しかしながら町長給与も同時に減額すべし、という意見があるという事は真摯に受け止め、今後の対応に当たっていただきたいと思います。

賛成の立場で討論を致します。人事院の勧告は、民間との較差を調整すべく行われます。過去この勧告をもとに現在の水準まで給与を上げてきました。今、民間は、皆様周知のとおり非常に厳しい状況に瀕しています。この現状を踏まえ、人事院は給与の引き下げを勧告したのです。民間との較差を是正すべく行われた人事院勧告は、当然遵守して然るべきものと考え、賛成の立場からの討論といたします。

この現状を踏まえ、人事院は給与の引き下げを勧告したのです。民間との較差を是正すべく行われた人事院勧告は、当然遵守して然るべきものと考え、賛成の立場からの討論といたします。

ばこ税の一部を町たばこ税に移譲するための条例の改正と、町道飯笹・西古内線工事で、切土後の土手の崩落防止処置を土壌硬度に対応するため、植生マット貼り付けに変更する契約変更については、賛成全員で可決しました。

※特別職報酬等審議会長の諮問（要請）に応じ、特別職の給料額等についての意見を長に答申するため設置される長の附属機関